

第7節 図画工作 / 美術

第2章

各教科

国語

社会

算数
数学

理科

生活

音楽

美術
図画工作家庭
技術・家庭体育
保健体育

英語

1 これまでの課題（小中一貫教育要領に基づく実践から見られた課題）

- 指導方法・内容からの課題
 - ・ 「造形遊び」の目指す表現の楽しさを第7学年以降にも取り入れたことにより、作品製作において試行錯誤をする時間が確保され、表現活動が充実したため、今後も計画的に位置づける必要があること。
 - ・ 児童・生徒が実現したい思いを作品に反映させられるようにする指導が不十分であること。
 - ・ 自然に触れ、感性を豊かにすることにつなげる機会が乏しいこと。
 - ・ 高学年以降の学習活動がデザインに表現する活動に傾きがちで、心情や思いを表現する活動が少ないこと。
 - ・ 一方的に情報を与えることなく、児童・生徒が造形的な見方や感じ方を広げたり、深めたりする鑑賞の活動を行うための指導が不十分であること。
 - ・ 様々な発想や構想、アイデア、表し方があることに児童・生徒が互いに気付き、伝え合ったり話し合ったりする言語活動が不十分であること。
 - ・ 児童・生徒が品川区の文化財等に触れ、伝統や文化のよさや美しさを感じ取る機会が少ないこと。
 - ・ 教員の経験や捉え方により指導内容などに差が生じる傾向があること。
 - ・ 研究会等において小中連携を推進している中で、図画工作と美術それぞれの特性についての理解が不十分なところがあること。
- 児童・生徒の実態からの課題
 - ・ 表現形式によって苦手意識をもったり、感じたことを話すことに対してためらったりすること。（高学年以降の児童・生徒）
 - ・ 自分が表したいもののイメージと、実際表したいことの違いを感じることで、表現することに苦手意識をもっていること。（高学年以降の児童・生徒）
 - ・ 材料に触る、指で描くなど手や体全体を働かせてものをつくる活動の機会が減少していること。

2 課題を克服するための視点

これらの課題を克服し、児童・生徒たちに求められる力を育成するための基本的な考え方は以下の2点である。

- 感性や想像力等を働かせて、表現したり鑑賞したりする資質・能力を相互に関連させながら育成できるよう、内容の改善を図る。
- 生活を美しく豊かにする造形や美術の働き、美術文化についての理解を深める学習の充実を図る。

3 具体的な手だて

○ 指導の工夫について

- ・ 第7学年以降にも「造形遊び」の目指す表現の楽しさを取り入れ、感性や表現を深めていく。
- ・ 児童・生徒が主体的に周囲に働きかけるような学習活動を通して、気持ちや情報を伝える楽しさを味わわせることを重視し、児童・生徒の実態を踏まえて柔軟かつ適切に課題を設定していく。
- ・ 一人一人の表したいものに応じて、それにふさわしい大きさや形体、作り方などについて適切な指導を行い、完成までの目標と見通しをもって計画的に表すことができるようにする。
- ・ 発展性のある材料や表現方法について意図的に取り上げ、教師が指示した課題や助言を基に、形や色彩、材料などに視点を置いて感じ取ったり考えたりするなどの学習を展開する。
- ・ 授業をはじめ学校内外の様々な体験を通して、感じ取ったことや感動したことを想起させたり、よりよいものや美しいものへの憧れをもたせたりする。そして、楽しい想像や憧れの世界を豊かに発想できるようにする。
- ・ 児童・生徒が自分の感じ取ったことや気付いたこと、考えたことなどについて、対話などを通して、互いに説明し合う中で、自分にはない新たな見方や感じ方に気付くようにする。
- ・ 手や体全体の感覚などを働かせ、材料や用具の特徴を生かしながら、工夫して創造的につくったり表したりすることができるようにする。
- ・ 美しいものやよりよいものに憧れ、それを求め続けようとする豊かな心の動きに重点を置き、豊かな精神や人間としての在り方・生き方を養う。
- ・ ICT機器を発想や構造の場面等で効果的に活用し表現の幅を広げ、様々な表現の可能性を引き出す。
- ・ 鑑賞の学習を年間指導計画の中に適切に位置付け、鑑賞の目標を実現するために必要な授業時数を定める。また、実態に応じて鑑賞の指導を独立して行うようにする。
- ・ 事前学習で鑑賞する上での視点などを指導することで、美術館見学などをさらに充実させていく。また、室内に作品の写真等を掲示し、見方や感じ方、考え方などが深まるようにする。
- ・ 地域にある伝統的な工芸品や祭りの山車、建造物など文化財を鑑賞することを通して、その特徴やよさに気付き、美術文化と伝統を実感的に捉えるようにする。その際、品川コミュニティ・スクールの取組を生かし、地域人材（伝統工芸職人など）による体験授業、職場体験などを行い、品川独自の文化に触れる機会を増やす。
- ・ 教育会での研究授業、講演会、作品持ち寄り研修などをバランスよく実施し、9年間一貫した図画工作・美術の共通理解を深めていく。
- ・ 市民科で取り上げたことに関係のある内容や教材を取り扱う場合には、市民科における指導の成果を生かすように工夫する。

第1 目標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、表現方法を創意工夫し、創造的に表すことができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) 美術の創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を育み、感性を豊かにし、心豊かな生活を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。

第2 各学年の目標及び内容

1 目 標

	第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年
知識及び技能	(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して気付くとともに、手や体全体の感覚などを働かせ材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。	(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して分かるとともに、手や体全体を十分に働かせ材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。
思考力、判断力、表現力等	(2) 造形的な面白さや楽しさ、表したいこと、表し方などについて考え、楽しく発想や構想をしたり、身の回りの作品などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。	(2) 造形的なよさや面白さ、表したいこと、表し方などについて考え、豊かに発想や構想をしたり、身近にある作品などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。
学びに向かう力、人間性等	(3) 楽しく表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり楽しい生活を創造しようとする態度を養う。	(3) 進んで表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養う。

第5学年及び第6学年	第7学年	第8学年及び第9学年
(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材料や用具を活用し、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。	(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、意図に応じて表現方法を工夫して表すことができるようにする。	(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、意図に応じて自分の表現方法を追求し、創造的に表すことができるようにする。
(2) 造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え、創造的に発想や構想をしたり、親しみのある作品などから自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。	(2) 自然の造形や美術作品などの造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、機能性と美しさとの調和、美術の働きなどについて考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。	(2) 自然の造形や美術作品などの造形的なよさや美しさ、表現の意図と創造的な工夫、機能性と洗練された美しさとの調和、美術の働きなどについて独創的・総合的に考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
(3) 主体的に表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養う。	(3) 楽しく美術の活動に取り組み創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を培い、心豊かな生活を創造していく態度を養う。	(3) 主体的に美術の活動に取り組み創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を深め、心豊かな生活を創造していく態度を養う。

2 内 容

A 表現

- (1) 表現の活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
(思考力、判断力、表現力等)

第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年
ア 造形遊びをする活動を通して、身近な自然物や人工の材料の形や色などを基に造形的な活動を思い付くことや、感覚や気持ちを生かしながら、どのように活動するかについて考えること。 イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、感じたこと、想像したことから、表したいことを見付けることや、好きな形や色を選んだり、いろいろな形や色を考えたりしながら、どのように表すかについて考えること。	ア 造形遊びをする活動を通して、身近な材料や場所などを基に造形的な活動を思い付くことや、新しい形や色などを思い付きながら、どのように活動するかについて考えること。 イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、感じたこと、想像したこと、見たことから、表したいことを見付けることや、表したいことや用途などを考え、形や色、材料などを生かしながら、どのように表すかについて考えること。

(1) 表現の活動を通して、次のとおり発想や構想に関する資質・能力を育成する。(思考力、判断力、表現力等)

第5学年及び第6学年	第7学年	第8学年及び第9学年
ア 造形遊びをする活動を通して、材料や場所、空間などの特徴を基に造形的な活動を思い付くことや、構成したり周囲の様子を考え合わせたりしながら、どのように活動するかについて考えること。 イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、感じたこと、想像したこと、見たこと、伝えたいことから、表したいことを見付けることや、形や色、材料の特徴、構成の美しさなどの感じ、用途などを考えながら、どのように主題を表すかについて考えること。	ア 感じ取ったことや考えたことなどを基に、絵や彫刻などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (7) 対象や事象を見つめ感じ取った形や色彩の特徴や美しさ、想像したことなどを基に主題を生み出し、全体と部分との関係などを考え、創造的な構成を工夫し、心豊かに表現する構想を練ること。 イ 伝える、使うなどの目的や機能を考え、デザインや工芸などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (7) 構成や装飾の目的や条件などを基に、対象の特徴や用いる場面などから主題を生み出し、美的感覚を働かせて調和のとれた美しさなどを考え、表現の構想を練ること。 (4) 伝える目的や条件などを基に、伝える相手や内容などから主題を生み出し、分かりやすさと美しさなどとの調和を考え、表現の構想を練ること。 (ウ) 使う目的や条件などを基に、使用する者の気持ち、材料などから主題を生み出し、使いやすさや機能と美しさなどとの調和を考え、表現の構想を練ること。 ウ 造形遊びをする活動を通して、材料や場所、空間などの特徴を生かしながら造形的な活動を思い付くことや、構成したり周囲の様子を考え合わせたりしながら、どのように活動するかについて考えること。	ア 感じ取ったことや考えたことなどを基に、絵や彫刻などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (7) 対象や事象を深く見つめ感じ取ったことや考えたこと、夢、想像や感情などの心の世界などを基に主題を生み出し、単純化や省略、強調、材料の組合せなどを考え、創造的な構成を工夫し、心豊かに表現する構想を練ること。 イ 伝える、使うなどの目的や機能を考え、デザインや工芸などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (7) 構成や装飾の目的や条件などを基に、用いる場面や環境、社会との関わりなどから主題を生み出し、美的感覚を働かせて調和のとれた洗練された美しさなどを総合的に考え、表現の構想を練ること。 (4) 伝える目的や条件などを基に、伝える相手や内容、社会との関わりなどから主題を生み出し、伝達の効果と美しさなどとの調和を総合的に考え、表現の構想を練ること。 (ウ) 使う目的や条件などを基に、使用する者の立場、社会との関わり、機知やユーモアなどから主題を生み出し、使いやすさや機能と美しさなどとの調和を総合的に考え、表現の構想を練ること。 ウ 造形遊びをする活動を通して、材料や場所、空間などの特徴を生かしながら造形的な活動を思い付くことや、構成したり周囲の様子を考え合わせたりしながら、どのように活動するかについて考えること。

(2) 表現の活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。(技能)

第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年
ア 造形遊びをする活動を通して、身近で扱いやすい材料や用具に十分に慣れるとともに、並べたり、つないだり、積んだりするなど手や体全体の感覚などを働かせ、活動を工夫してつくること。 イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、身近で扱いやすい材料や用具に十分に慣れるとともに、手や体全体の感覚などを働かせ、表したいことを基に表し方を工夫して表すこと。	ア 造形遊びをする活動を通して、材料や用具を適切に扱うとともに、前学年までの材料や用具についての経験を生かし、組み合わせたり、切ってつないだり、形を変えたりするなどして、手や体全体を十分に働かせ、活動を工夫してつくること。 イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、材料や用具を適切に扱うとともに、前学年までの材料や用具についての経験を生かし、手や体全体を十分に働かせ、表したいことに合わせて表し方を工夫して表すこと。

(2) 表現の活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。(技能)

第5学年及び第6学年	第7学年	第8学年及び第9学年
ア 造形遊びをする活動を通して、活動に応じて材料や用具を活用するとともに、前学年までの材料や用具についての経験や技能を総合的に生かしたり、方法などを組み合わせたりするなどして、活動を工夫してつくること。 イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、表現方法に応じて材料や用具を活用するとともに、前学年までの材料や用具などについての経験や技能を総合的に生かしたり、表現に適した方法などを組み合わせたりするなどして、表したいことに合わせて表し方を工夫して表すこと。	ア 発想や構想をしたことなどを基に、表現する活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 材料や用具の生かし方などを身に付け、意図に応じて工夫して表すこと。 (イ) 材料や用具の特性などから制作の順序などを考えながら、見通しをもって表すこと。 イ 造形遊びをする活動を通して、活動に応じて材料や用具を活用するとともに、前学年までの材料や用具についての経験や技能を総合的に生かしたり、方法などを組み合わせたりするなどして、活動を工夫してつくること。	ア 発想や構想をしたことなどを基に、表現する活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 材料や用具の特性を生かし、意図に応じて自分の表現方法を追求して創造的に表すこと。 (イ) 材料や用具、表現方法の特性などから制作の順序などを総合的に考えながら、見通しをもって表すこと。 イ 造形遊びをする活動を通して、活動に応じて材料や用具を活用するとともに、前学年までの材料や用具についての経験や技能を総合的に生かしたり、方法などを組み合わせたりするなどして、活動を工夫してつくること。

B 鑑賞

(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。(思考力，判断力，表現力等)

第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年
ア 身の回りの作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品や身近な材料などの造形的な面白さや楽しさ，表したいこと，表し方などについて，感じ取ったり考えたりし，自分の見方や感じ方を広げること。	ア 身近にある作品などを鑑賞する活動を通して，自分たちの作品や身近な美術作品，製作の過程などの造形的なよさや面白さ，表したいこと，いろいろな表し方などについて，感じ取ったり考えたりし，自分の見方や感じ方を広げること。

(1) 鑑賞の活動を通して、次のとおり鑑賞に関する資質・能力を育成する。(思考力, 判断力, 表現力等)

第5学年及び第6学年	第7学年	第8学年及び第9学年
ア 親しみのある作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品, 我が国や諸外国の親しみのある美術作品, 生活の中の造形などの造形的なよさや美しさ, 表現の意図や特徴, 表し方の変化などについて, 感じ取ったり考えたりし, 自分の見方や感じ方を深めること。	ア 美術作品などの見方や感じ方を広げる活動を通して, 鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (7) 造形的なよさや美しさを感じ取り, 作者の心情や表現の意図と工夫などについて考えるなどして, 見方や感じ方を広げること。 (イ) 目的や機能との調和のとれた美しさなどを感じ取り, 作者の心情や表現の意図と工夫などについて考えるなどして, 見方や感じ方を広げること。 イ 生活や社会の中の美術の働きや美術文化についての見方や感じ方を広げる活動を通して, 鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (7) 身の回りにある自然物や人工物の形や色彩, 材料などの造形的な美しさなどを感じ取り, 生活を美しく豊かにする美術の働きについて考えるなどして, 見方や感じ方を広げること。 (イ) 身近な地域や日本及び諸外国の文化遺産などのよさや美しさなどを感じ取り, 美術文化について考えるなどして, 見方や感じ方を広げること。	ア 美術作品などの見方や感じ方を深める活動を通して, 鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (7) 造形的なよさや美しさを感じ取り, 作者の心情や表現の意図と創造的な工夫などについて考えるなどして, 美意識を高め, 見方や感じ方を深めること。 (イ) 目的や機能との調和のとれた洗練された美しさなどを感じ取り, 作者の心情や表現の意図と創造的な工夫などについて考えるなどして, 美意識を高め, 見方や感じ方を深めること。 イ 生活や社会の中の美術の働きや美術文化についての見方や感じ方を深める活動を通して, 鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (7) 身近な環境の中に見られる造形的な美しさなどを感じ取り, 安らぎや自然との共生などの視点から生活や社会を美しく豊かにする美術の働きについて考えるなどして, 見方や感じ方を深めること。 (イ) 日本の美術作品や受け継がれてきた表現の特質などから, 伝統や文化のよさや美しさを感じ取り愛情を深めるとともに, 諸外国の美術や文化との相違点や共通点に気づき, 美術を通じた国際理解や美術文化の継承と創造について考えるなどして, 見方や感じ方を深めること。

〔共通事項〕

(1)「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

	第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年
知識	ア 自分の感覚や行為を通して、形や色などに気付くこと。	ア 自分の感覚や行為を通して、形や色などの感じが分かること。
思考力、判断力、表現力等	イ 形や色などを基に、自分のイメージをもつこと。	イ 形や色などの感じを基に、自分のイメージをもつこと。

第5学年及び第6学年	第7学年	第8学年及び第9学年
ア 自分の感覚や行為を通して、形や色などの造形的な特徴を理解すること。	ア 形や色彩、材料、光などの性質や、それらが感情にもたらす効果などを理解すること。 イ 造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風などで捉えることを理解すること。	ア 形や色彩、材料、光などの性質や、それらが感情にもたらす効果などを理解すること。 イ 造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風などで捉えることを理解すること。
イ 形や色などの造形的な特徴を基に、自分のイメージをもつこと。		

3 内容の取扱い

第7学年	第8学年及び第9学年
(1) 第7学年では、内容に示す各事項の定着を図ることを基本とし、一年間で全ての内容が学習できるように一題材に充てる時間数などについて十分検討すること。 (2) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、〔共通事項〕に示す事項を視点に、アイデアスケッチで構想を練ったり、言葉で考えを整理したりすることや、作品などについて説明し合うなどして対象の見方や感じ方を広げるなどの言語活動の充実を図ること。	(1) 第8学年及び第9学年では、第7学年において身に付けた資質・能力を柔軟に活用して、表現及び鑑賞に関する資質・能力をより豊かに高めることを基本とし、第8学年と第9学年の発達の特徴を考慮して内容の選択や一題材に充てる時間数などについて十分検討すること。 (2) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、〔共通事項〕に示す事項を視点に、アイデアスケッチで構想を練ったり、言葉で考えを整理したりすることや、作品などに対する自分の価値意識をもって批評し合うなどして対象の見方や感じ方を深めるなどの言語活動の充実を図ること。 (3) 「B鑑賞」のイの(i)の指導に当たっては、日本の美術の概括的な変遷などを捉えることを通して、各時代における作品の特質、人々の感じ方や考え方、願いなどを感じ取ることができるよう配慮すること。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

〔第1学年から第6学年まで〕

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。
- (2) 第2の各学年の内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については相互の関連を図るようにすること。ただし、「B鑑賞」の指導については、指導の効果を高めるため必要がある場合には、児童や学校の実態に応じて、独立して行うようにすること。
- (3) 第2の各学年の内容の〔共通事項〕は表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。
- (4) 第2の各学年の内容の「A表現」については、造形遊びをする活動では、(1)のア及び(2)のアを、絵や立体、工作に表す活動では、(1)のイ及び(2)のイを関連付けて指導すること。その際、(1)のイ及び(2)のイの指導に配当する授業時数については、工作に表すことの内容に配当する授業時数が、絵や立体に表すことの内容に配当する授業時数とおおよそ等しくなるように計画すること。
- (5) 第2の各学年の内容の「A表現」の指導については、適宜共同してつくりだす活動を取り上げるようにすること。
- (6) 第2の各学年の内容の「B鑑賞」においては、自分たちの作品や美術作品などの特質を踏まえて指導すること。
- (7) 低学年においては、第1章総則の第2の4の(1)を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校・義務教育学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。
- (8) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (9) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、市民科などとの関連を考慮しながら、第3章市民科の第2に示す内容について、図画工作／美術科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 児童が個性を生かして活動することができるようにするため、学習活動や表現方法などに幅をもたせるようにすること。
- (2) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、児童が〔共通事項〕のアとイとの関わりに気付くようにすること。
- (3) 〔共通事項〕のアの指導に当たっては、次の事項に配慮し、必要に応じて、その後の学年で繰り返し取り上げること。

ア 第1学年及び第2学年においては、いろいろな形や色、触った感じなどを捉えること。

イ 第3学年及び第4学年においては、形の感じ、色の感じ、それらの組合せによる感じ、色の明るさなどを捉えること。

ウ 第5学年及び第6学年においては、動き、奥行き、バランス、色の鮮やかさなどを捉えること。

(4) 各学年の「A表現」の指導に当たっては、活動の全過程を通して児童が実現したい思いを大切にしながら活動できるようにし、自分のよさや可能性を見いだし、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養うようにすること。

(5) 各活動において、互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにすること。

(6) 材料や用具については、次のとおり取り扱うこととし、必要に応じて、当該学年より前の学年において初歩的な形で取り上げたり、その後の学年で繰り返し取り上げたりすること。

ア 第1学年及び第2学年においては、土、粘土、木、紙、クレヨン、パス、はさみ、のり、簡単な小刀類など身近で扱いやすいものを用いること。

イ 第3学年及び第4学年においては、木切れ、板材、釘、水彩絵の具、小刀、使いやすいのこぎり、金づちなどを用いること。

ウ 第5学年及び第6学年においては、針金、糸のこぎりなどを用いること。

(7) 各学年の「A表現」の(1)のイ及び(2)のイについては、児童や学校の実態に応じて、児童が工夫して楽しめる程度の版に表す経験や焼成する経験ができるようにすること。

(8) 各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、児童や学校の実態に応じて、地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりすること。

(9) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、「思考力、判断力、表現力等」を育成する観点から、〔共通事項〕に示す事項を視点として、感じたことや思ったこと、考えたことなどを、話したり聞いたり話し合ったりする、言葉で整理するなどの言語活動を充実すること。

(10) コンピュータ、カメラなどの情報機器を利用することについては、表現や鑑賞の活動で使う用具の一つとして扱うとともに、必要性を十分に検討して利用すること。

(11) 創造することの価値に気づき、自分たちの作品や美術作品などに表れている創造性を大切にする態度を養うようにすること。また、こうした態度を養うことが、美術文化の継承、発展、創造を支えていることについて理解する素地となるよう配慮すること。

3 造形活動で使用する材料や用具、活動場所については、安全な扱い方について指導する、事前に点検するなどして、事故防止に留意すること。

4 校内の適切な場所に作品を展示するなどし、平素の学校生活においてそれを鑑賞できるよう配慮するものとする。また、学校や地域の実態に応じて、校外に児童の作品を展示する機会を設けるなどすること。

〔第7学年から第9学年まで〕

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。
- (2) 第2の各学年の内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については相互に関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにすること
- (3) 第2の各学年の内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。「B鑑賞」の指導については、指導の効果を高めるため必要がある場合には、生徒や学校の実態に応じて、独立して行うようにすること。
- (4) 第2の各学年の内容の「A表現」については、(1)のA及びイと、(2)は原則として関連付けて行い、(1)のA及びイそれぞれにおいて描く活動とつくる活動のいずれも経験させるようにすること。その際、第8学年及び第9学年の各学年においては、(1)のA及びイそれぞれにおいて、描く活動とつくる活動のいずれかを選択して扱うことができることとし、2学年間を通して描く活動とつくる活動が調和的に行えるようにすること。
- (5) 第2の内容の「B鑑賞」の指導については、各学年とも各事項において育成を目指す資質・能力の定着が図られるよう、適切かつ十分な授業時数を確保すること。
- (6) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (7) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道德教育の目標に基づき、市民科などとの関連を考慮しながら、第3章市民科の第2に示す内容について、図画工作／美術科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 〔共通事項〕の指導に当たっては、生徒が造形を豊かに捉える多様な視点をもてるように、以下の内容について配慮すること。
 - ア 〔共通事項〕のAの指導に当たっては、造形の要素などに着目して、次の事項を実感的に理解できるようにすること。
 - (ア) 色彩の色味や明るさ、鮮やかさを捉えること。
 - (イ) 材料の性質や質感を捉えること。
 - (ウ) 形や色彩、材料、光などから感じる優しさや楽しさ、寂しさなどを捉えること。
 - (エ) 形や色彩などの組合せによる構成の美しさを捉えること。
 - (オ) 余白や空間の効果、立体感や遠近感、量感や動勢などを捉えること。
 - イ 〔共通事項〕のイの指導に当たっては、全体のイメージや作風などに着目して、次の事項を実感的に理解できるようにすること。
 - (ア) 造形的な特徴などを基に、見立てたり、心情などに関連付けたりして全体のイメージで捉えること。
 - (イ) 造形的な特徴などを基に、作風や様式などの文化的な視点で捉えること。

(2) 各学年の「A表現」の指導に当たっては、主題を生み出すことから表現の確認及び完成に至る全過程を通して、生徒が夢と目標をもち、自分のよさを発見し喜びをもって自己実現を果たしていく態度の形成を図るようにすること。

(3) 各学年の「A表現」の指導に当たっては、生徒の学習経験や資質・能力、発達の特性等の実態を踏まえ、生徒が自分の表現意図に合う表現形式や技法、材料などを選択し創意工夫して表現できるように、次の事項に配慮すること。

ア 見る力や感じ取る力、考える力、描く力などを育成するために、スケッチの学習を効果的に取り入れるようにすること。

イ 美術の表現の可能性を広げるために、写真・ビデオ・コンピュータ等の映像メディアの積極的な活用を図るようにすること。

ウ 日本及び諸外国の作品の独特な表現形式、漫画やイラストレーション、図などの多様な表現方法を活用できるようにすること。

エ 表現の材料や題材などについては、地域の身近なものや伝統的なものも取り上げるようにすること。

(4) 各活動において、互いの表現のよさや個性などを認め尊重し合うようにすること。

(5) 互いの個性を生かし合い協力して創造する喜びを味わわせるため、適切な機会を選び共同で行う創造活動を経験させること。

(6) 各学年の「B鑑賞」の題材については、国内外の児童・生徒作品、我が国を含むアジアの文化遺産についても取り上げるとともに、美術館や博物館等と連携を図ったり、それらの施設や文化財などを積極的に活用したりするようにすること。

(7) 創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、美術に関する知的財産権や肖像権などについて触れるようにすること。また、こうした態度の形成が、美術文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。

3 事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする。

4 学校における鑑賞のための環境づくりをするに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 生徒が造形的な視点を豊かにもつことができるよう、生徒や学校の実態に応じて、学校図書館等における鑑賞用図書、映像資料等の活用を図ること。

(2) 生徒が鑑賞に親しむことができるよう、校内の適切な場所に鑑賞作品などを展示するとともに、学校や地域の実態に応じて、校外においても生徒作品などの展示の機会を設けるなどすること。